

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 28 年 12 月 22 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

國民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600458 号
厚生局事案番号 : 関東信越(国) 第 1600052 号

第1 結論

昭和 56 年 5 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 31 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 56 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

国民年金には昭和 56 年 1 月から任意加入したが、同年 5 月 30 日に A 市役所で同年 4 月分と 5 月分の国民年金保険料を納付した際に、同市職員に 5 月までは任意加入として、6 月から資格喪失したい旨を申出したにもかかわらず、資格喪失年月日が昭和 56 年 5 月 31 日になっている。昭和 56 年 5 月分の国民年金保険料の領収書を持っており、同月分の保険料については還付は受けていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が所持している「昭和 56 年度(一般) 国民年金保険料(印紙代金) 納入通知書兼領収書」(以下、納入通知書兼領収書という。)には、「昭和 56 年度 4、5 月分領収日付印」欄に A 市の領収印(A 市分任出納員/領収 56.5.30/市民課)が押印されていることから、請求者は、昭和 56 年 5 月の国民年金保険料を同年 5 月 30 日に同市役所に納付し、同市に収納されていることが確認できる。

また、請求者の所持する年金手帳及び当時の A 市における請求者の国民年金被保険者名簿では、請求者の資格喪失年月日が昭和 56 年 5 月 31 日と記載されていることから、収納された昭和 56 年 5 月の国民年金保険料は還付されることになるが、当該保険料に係る還付整理簿は無く、オンライン記録及び前述の国民年金被保険者名簿においても当該保険料が還付された記録は見当たらず、昭和 56 年 5 月の保険料は還付されていなかったことが認められる。

さらに、A 市国民年金被保険者名簿(平成 9 年 5 月 21 日作成)及び同名簿(平成 12 年 7 月 25 日作成)では、請求者の資格喪失年月日が昭和 56 年 5 月 31 日と記録されているものの、国民年金保険料納付記録の昭和 56 年度欄は「4 月: 定額納付、5 月: ? 定額納付」の記載と「加入月: 1、納付月(定額): 2」の記載が確認でき、請求期間は国民年金の未加入期間でありながら保険料が納付された期間となっており、記録管理に不備が見受けられる。

加えて、昭和 56 年当時、A市における国民年金保険料は 3か月単位での納付であったところ、前述の納入通知書兼領収書は、請求者が同年 5月 30 日に保険料を納付する際に、A市役所において、同年 4月及び 5月の保険料 2か月分のみを納付できるように、手書きで作成し交付されたものと認められ、請求者が国民年金の資格を同年 6月から喪失したい旨を同市役所に申出したとする陳述内容に合致した納入通知書となっており、請求者の資格喪失年月日を昭和 56 年 5月 31 日とする合理的な理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600545 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1600208 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成元年10月31日から同年11月1日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

平成元年10月31日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者の平成元年10月31日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年10月31日から同年11月1日まで

昭和61年1月からA社に勤務し、平成元年に同社の関連会社であるB社に転籍したが、請求期間も継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思う。調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、請求者は平成元年10月31日までA社において勤務していたことが確認できる上、同社の事業主は、請求者が同年10月31日まで同社に在籍し、同年11月1日に関連会社であるB社へ転籍となり、請求期間も継続して勤務していた旨の陳述をしていることから、請求者は請求期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、A社の事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料については、給与から控除していたと考えられる旨の回答をしており、複数の同僚も、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料は事業主により給与から控除されていたと思う旨の回答をしている。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、平成元年9月の厚生年金保険の記録から17万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主は、平成元年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日までの期間について、請求者の退職日の翌日である同年 11 月 1 日を厚生年金保険の被保険者資格の喪失日とすべきところを誤って同年 10 月 31 日と社会保険事務所（当時）に届出を行ったと考えられる旨の陳述をしている上、C 厚生年金基金における請求者の被保険者資格喪失日は厚生年金保険における資格喪失日と同じ平成元年 10 月 31 日となっていることから、社会保険事務所及び厚生年金基金の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者に係る同年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1500835 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1600207 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 42 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 24 年 7 月 12 日から平成 25 年 4 月 1 日まで

請求期間に A 社に勤務していたにも関わらず、厚生年金保険の被保険者期間になつてない
ので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の A 社に係る厚生年金保険の被保険者記録については、保
険給付の計算の基礎となる被保険者期間として、既に平成 28 年 4 月 21 日付けで、平成 24 年 7 月
12 日に被保険者資格を取得し、平成 25 年 4 月 1 日に被保険者資格を喪失した記録に訂正されて
おり、請求者の主張と符号する内容であることが確認できる。

このことから、請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の被保険者記録の訂
正を行う必要は認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1600448号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1600209号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和18年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成20年7月

A社のB事業所から支給された請求期間に係る賞与の記録がない。調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社は、請求者に賞与を支給していなかったと回答しており、同社から提出された請求者に係る平成20年分賃金台帳を確認したところ、賞与に係る記載はない。

また、請求者が給与及び賞与の振込口座としていた金融機関から提出された平成20年1月から同年12月までの預金元帳において、毎月給与の入金は確認できるものの、賞与が振り込まれた記録は見当たらない上、A社が加入していたC健康保険組合は、請求者について賞与の記録がないと回答していることから、請求者が請求期間において同社から賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認することはできない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600552 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1600206 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 19 年 6 月 1 日から平成 21 年 1 月 1 日まで

A社には、平成 19 年 6 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日まで継続して勤務したが、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がないので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

事業主の回答並びに請求者及び事業主から提出された給与明細書により、期間の特定はできないものの、請求者が請求期間当時、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社の登記簿謄本により、同社が法人として設立されたのは平成 19 年 9 月 4 日であることが確認でき、請求期間のうち、同年 6 月 1 日から同年 9 月 3 日までは、個人事業所であり、請求者及び事業主は、法人設立前は、常時雇用される従業員は請求者一人であった旨の回答及び陳述をしていることから、当該期間については、厚生年金保険の強制適用事業所に該当しない事業所であったと考えられる。

また、事業主は、法人設立前の期間について、厚生年金保険の適用事業所になったことはない旨の回答をしているところ、オンライン記録にも適用事業所としての記録は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、平成 19 年 6 月 1 日から同年 9 月 3 日までの期間は、請求者が厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、請求者は、当該期間において、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

一方、A社が法人となった平成 19 年 9 月 4 日から平成 21 年 1 月 1 日までの期間については、オンライン記録において同社は厚生年金保険の適用事業所としての記録はなく、事業主は、同社は厚生年金保険の適用を受けなかった旨の回答をしている上、当該期間について、事業主自身に厚生年金保険の加入記録はなく、国民年金の加入記録が確認できる。

さらに、事業主から提出された平成 19 年 9 月分から平成 20 年 2 月分までの給与明細書によ

り、請求者は給与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

加えて、請求者は国民健康保険の加入手続はしていない旨の陳述をしているが、B市からの回答により、請求期間に国民健康保険の被保険者記録があることが確認できる。

このほか、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。